

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、バリアフリー改修工
事を行った以下の要件を満たす住宅については、申告により当該住宅に係る固定資産税
額を減額します。（地方税法附則第 15 条の 9 第 4 項及び第 5 項の規定に基づくものです。）

1 住宅の要件

- (1) 新築された日から 10 年以上を経過した住宅であること。
- (2) 居住部分の床面積の割合が当該住宅全体の 2 分の 1 以上あること。ただし、貸家部分
は除く。

2 居住者の要件

次のいずれかに該当する方が申告時点で当該住宅に居住する必要があります。

- (1) 65 歳以上の方（改修工事が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日における年
齢）
- (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- (3) 障害のある方（地方税法施行令第 7 条該当）

3 バリアフリー改修工事の内容等

(1) 工事の期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までにバリアフリー改修工事が完了して
いること

(2) 下記に該当する工事を行っていること

ア 廊下の拡幅 イ 階段の勾配の緩和 ウ 浴室の改良 エ 便所の改良
オ 手すりの取り付け カ 床の段差の解消 キ 引き戸等への取替え
ク 床表面の滑り止め化

(3) 住宅の床面積

改修後の住宅の床面積が 50㎡以上 280㎡以下であること。

(4) 工事の費用

工事に要した費用の自己負担額が補助金等を除き 1 戸あたり 50 万円を超えているこ
と。

（自己負担額の算定にあたっては、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費等の国
又は地方公共団体からの**補助金等を控除する必要**があります。）

4 固定資産税の減額内容

当該住宅の床面積 100 m²を限度として、当該住宅の固定資産税額の 3 分の 1 に相当する額を減額します。

5 減額期間

工事が完了した日の属する年の**翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額例(工事完了日:令和 6 年 1 月 2 日、軽減適用期間:令和 7 年度分)**

6 必要書類

- (1) バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書
- (2) 居住者の要件を満たすことを確認できる書類
 - ア 65 歳以上の方
住民票の写し
 - イ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
介護保険法に規定する被保険者証写し
 - ウ 障害のある方
障害者手帳等の写し（地方税法施行令第 7 条に規定する障害に該当する旨を証明する書類）
- (3) 改修工事の内容及び費用を確認できる明細書及び領収書
- (4) 改修前及び改修後の工事箇所を撮影した写真
- (5) 補助金等の内容を確認できる書類
(国又は地方公共団体からの補助金等がある場合。居宅介護住宅改修費の支給決定通知書の写しなど。)

7 その他注意事項

- (1) バリアフリー改修工事が完了した日から **3ヶ月以内に申告**をしてください。
※ただし、3ヶ月を過ぎて申告する場合は、3ヶ月以内に申告書を提出することができなかった理由を記入してください。
- (2) **省エネ改修の減額との同時適用は可能**ですが、既にバリアフリー改修の減額を受けた場合や、耐震改修の減額、新築住宅軽減との同時適用はできません。
- (3) **都市計画税の減額はありません。**
- (4) **所得税についても軽減がある場合がありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。**

※平成 28 年 3 月 31 日までの間に工事を施工した場合には、要件が異なりますので下記にお問い合わせください。

■問合先 〒426-8722 藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
藤枝市役所 課税課 家屋・償却資産係
TEL 054-643-3279 (直通)